

情 個 審 答 申 第 6 号

平成 2 6 年 9 月 2 4 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第 2 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日付け、平成 2 5 年度諮問第 8 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

〇〇〇〇が筆頭者である戸籍に関する平成 2 5 年 9 月 1 1 日付けの戸籍関係請求書の個人情報一部開示（一部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第8号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示（一部請求拒否）決定は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの申立人の戸籍関係請求書の開示を請求したのに対し、平成24年〇〇月〇〇日付けの郵送による戸籍謄抄本など請求書（以下「本件文書」という。）を実施機関が個人情報一部開示（一部請求拒否）決定を行ったことについて、当該決定の取消及び開示決定を求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書等で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

戸籍や住民記録など、個人情報保護の身元に係る情報については、私が社会生活を送る上で不可欠なものである。その個人情報を第三者に渡す場合、貴市（熊本市）として正当な理由があるにせよ、個人情報の本来の主体者である私はその開示を求めることは正当な権利であり、要求である。私の個人情報を第三者が得る場合は当然その第三者の個人情報は私に開示すべきであり、お互いに相殺されるべきものである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書は、戸籍関係法令に基づく正当な権利を有する第三者からの請求書であり、請求目的等を審査のうえ証明書を交付しているものである。

開示にあたっては、開示請求者本人以外の第三者の個人情報が含まれており、当該請求書の記載内容を開示することで当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると判断したものである。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

本件文書は、申立人以外の第三者（以下「本件請求者」という。）が、平成24年〇〇月〇〇日に戸籍法に基づき申立人が筆頭者となっている戸籍謄本等の交付を実施機関に対し請求した請求書である。

なお、本件文書により請求された戸籍謄本は、戸籍法で定める交付に必要な要件を満たしていたことから交付されている。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件文書に係る判断は、インカメラ方式を用い、本件請求者と申立人との関係及び不開示とした情報を総合的に勘案したものであり、あくまでも本件文書についてのものである。

3 条例第15条第6号該当性について

実施機関は、条例第15条第6号を理由として一部開示決定を行っていることから、本件文書中の不開示部分が本号に該当するかを検討する。

条例第15条第6号は、開示請求した者以外の個人又は法人等に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるものについて、不開示情報とすることを定めたものである。

まず、本件請求者の住所、氏名、続柄及び使用目的が、条例第2条に規定する個人情報に該当するかどうかであるが、住所、氏名及び続柄（以下「氏名等」という。）については、本件請求者個人が識別される情報であり、また、使用目的についても、明らかに本件請求者の私生活に関する情報であることから、これらの情報はいずれも本件請求者の個人情報である。

次に、これらの個人情報を開示すると、本件請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかどうかであるが、ここでいう正当な権利利益とは、個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等であり、これらを侵害するおそれがあるかどうかは、申立人と本件請求者との関係、さらには本件請求者の個人情報を勘案して個別具体的に判断することが必要となる。

なお、正当な権利利益を明らかに侵害しない場合として、自己情報を開示請求する者が戸籍の請求者の氏名等の情報のみならず、請求している事実も知っていることが明白な場合等があるが本件文書等を検証する限りそれらは確認できない。

そこで、次に本件請求者の氏名等の情報を申立人に公開することにより本件請求者の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかを検討する。

まず、戸籍法第10条及び第10条の2は、戸籍謄本等の交付に関し、正当な理由があれば交付を請求する権利を保障している。

このような中、請求者の氏名等の情報を相手方に公開するとすると、今後、戸籍謄

本が必要であるという正当な理由があるにもかかわらず、その請求を躊躇することも起こり得ることであり、そうすると戸籍謄本の交付を請求するという正当な権利を侵害することになる。

さらに、本件文書における申立人と本件請求者の関係及び使用目的を総合的に勘案すれば、本件請求者の氏名等の情報を申立人に公開すると本件請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがないとは言いきれない。そうである以上、個人の権利利益を最大限に保護しなければならないという条例の趣旨を鑑みれば、本件請求者の氏名等の情報を公開すると、本件請求者の権利利益を侵害するおそれがあると判断せざるを得ない。

よって、これらの理由により、本件請求者の氏名等の情報は、条例第15条第6号に該当する。

また、本件文書の使用目的についても、本件請求者の私生活に関する情報であり、これを公開すると個人のプライバシー、社会生活上の利益等を侵害するおそれがあることは明白であることから、条例第15条第6号に該当する。

なお、戸籍の請求文書作成者の筆跡も重要な個人情報であり、その筆跡から戸籍の請求者が判明することにも留意する必要がある。

次に、申立人は自分の戸籍を誰が請求したかを知る権利があり、第三者からの戸籍の請求権も認めたとうえで、自己情報が開示されたことと第三者の個人情報を開示することのそれぞれの権利利益を相殺すべきと主張する。

当条例では、確かに知る権利、いわゆる自己情報の開示請求権を保障しているが、自己情報の開示請求権を保障しているからといって、戸籍法の要件を備えた第三者の権利利益を侵害してまでも保障されるものではなく、ましてや「相殺」できるものでもない。自らの当該権利も制約を受けるものと解される。本件においては、第三者の権利利益を優先して保護すべきものとする。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤 孝
会長職務代理者		高木 絹子
委	員	大江 正昭
委	員	馬場 啓
委	員	澤田 道夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成25年11月15日	熊本市長から諮問を受けた。
平成25年12月 6日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成26年 7月16日	諮問の審議を行った。
平成26年 8月27日	答申の審議を行った。

